

第2 行政評価・監視結果

1 子育て支援制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 保育所等の待機児童数の現状等</p> <p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、我が国の年間の出生数は、第2次ベビーブーム期（約210万人）以降、毎年減少し続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。また、合計特殊出生率も平成17年に過去最低である1.26まで落ち込んで以降、微増傾向が続いているものの、27年は1.46と依然として低い水準にある。このような背景の下、子どもの人口も減少傾向にあり、総務省の「人口推計」によると平成26年の人口は、0歳から5歳までの未就学児で約626万人、6歳から12歳までの小学生で約760万人となっている。</p> <p>一方で、共働き世帯や出産後の継続就職率が増加傾向にあり、また、3世代世帯の減少という家族構成の変化がみられるなど、就業を希望する子育て世帯にとって子どもを預けることのできる施設や事業等の利用需要は増えている。</p> <p>このため、国は、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を策定し、保育所の待機児童解消に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）を支援しており、保育所等の施設数、利用者数共に近年増加傾向がみられ、その保育の受入枠の増加分である保育拡大量については目標を上回って推移している。しかし、保育所等の平成28年4月時点での待機児童数は2万3,553人と8年連続で2万人を超えており、地域別にみると、都市部である7都府県・指定都市・中核市の待機児童が全体の約7割を占めている現状にある。</p> <p>また、放課後児童クラブについても施設数が増え、登録児童数の枠も広がっているものの、待機児童数は増加傾向にある。</p>	<p>表1-(1)-1</p> <p>表1-(1)-2-1、2</p> <p>表1-(1)-3~5 表1-(1)-6</p> <p>表1-(1)-7</p> <p>表1-(1)-8、9 表1-(1)-10 表1-(1)-11-1 表1-(1)-11-2</p> <p>表1-(1)-8、9（再掲） 表1-(1)-11-3</p>
<p>(2) これまでの子育て支援の取組</p> <p>少子化への流れが続く中、平成15年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、都道府県、市町村及び事業主における10年間（注1）の集中的・計画的な取組を促進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、都道府県、市町村及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を作成し、実施していくことを狙いとしたものである。具体的には、都道府県、市町村及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容、その実施時期等を行動計画に定めることとされている。</p> <p>また、同じ平成15年7月には、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）が制定され、16年6月には同法に基づく少子化社会対策大綱が閣議決定されている。</p>	<p>表1-(2)-1</p> <p>表1-(2)-2</p>

<p>少子化社会対策大綱では、少子化の流れを変えるための施策を、国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、「3つの視点」と「4つの重点課題」及び就学前の子どもの教育・保育や放課後対策の充実といった内容を含む「28の具体的行動」を提示し、これに基づく対策がとられてきた（注2）。</p>	表 1-(2)-3
<p>平成 22 年 1 月の新たな少子化社会対策大綱である「子ども・子育てビジョン」の閣議決定以降、新たな子育て支援の制度について検討が進められ、24 年 8 月には、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法（注 3）が成立し、これに基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が 27 年 4 月から同法の施行に併せて開始されている。</p>	表 1-(2)-4
<p>さらに、平成 25 年 4 月には、待機児童の解消を図るために加速化プランが策定され、29 年度末までに潜在的な需要を含め、約 40 万人分の保育の受皿を確保し、待機児童を解消することが目標に掲げられた。加速化プランでは、新制度の取組を先取りするものとして、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備や認可を目指す認可外保育施設への支援などの支援内容が示され、新制度の開始を待たずに、これらを活用して待機児童の解消に取り組む市町村を対象に支援がなされている。</p>	表 1-(1)-7（再掲）
<p>なお、加速化プランの平成 29 年度末までの保育拡大量については、待機児童数が 27 年 4 月 1 日時点で 5 年ぶりに増加したことや、今後、女性の就業が更に進むことを想定し、内閣総理大臣を含む閣僚 13 人と有識者 15 人から成る「1 億総活躍国民会議」が 27 年 11 月に発表した「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」の中で、40 万人から 50 万人に拡大することが盛り込まれている。</p>	表 1-(2)-5
<p>新制度では、保護者に対する個人給付を基礎として、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と 6 人以上 19 人以下の子どもを保育する小規模保育事業者、5 人以下の子どもを保育する家庭的保育事業者等を通じた給付である「地域型保育給付」が創設されている。これまで、幼稚園は、学校教育の体系で、保育所は、福祉の体系で財政措置が別々になされてきたが、新制度では財政支援が一本化された。また、これまで認可外であった小規模保育、家庭的保育等の事業を新たに財政支援の対象とすることで、待機児童が多く、施設の新設が困難な都市部における保育の量の拡大のみならず、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域における保育の確保が図られている。</p>	表 1-(2)-6-1、2
<p>また、平成 18 年に創設された認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、その需要に合わせて子どもを受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設であり、これまでは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく幼稚園と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所という二つの制度が前提にされていたが、新制度では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督を一</p>	表 1-(2)-7

本化することなどにより、二重行政の課題などの解消を図ることとしている。

なお、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行は義務付けられておらず、従来の制度と新制度とが並立するかたちとなっている。

さらに、新制度では、地域の子ども・子育て支援の充実が図られており、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域の需要に応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、市町村が行う事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

新制度は、これらの取組等により、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すものとなっている。

(注1) 次世代育成支援対策推進法は、仕事と生活の調和の更なる推進が必要であること等から、平成26年4月に改正され、法の有効期限が10年間延長され、平成36年度末までとされた。

(注2) 「少子化社会対策大綱」は、平成16年6月に閣議決定されて以降、約5年おきに見直され、直近では27年3月に閣議決定されている。

(注3) 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を指す。

(3) 新制度における取組

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、保護者の申請を受け新たな基準に基づき保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び新たに認可事業となった地域型保育給付の支給を着実にを行うこととされ、地域子ども・子育て支援事業を「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）に従って実施することとされている。また、国と都道府県はこれらの市町村の取組を支えることとされている。

これら新制度における取組として主なものを挙げると以下のとおりである。

ア 計画を踏まえた教育・保育施設の整備

市町村は、支援法及び国が策定した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）（注）を踏まえ、地域での子育てに係る需要を潜在的なものも含めて把握した上で、管内における新制度の給付や事業の需要見込量、提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り

表1-(2)-6-1、2 (再掲)

表1-(3)-1、2

<p>込んだ5年を一期とする市町村計画を新たに作成し、これを基に、給付や事業を実施することとされている。また、市町村計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県への協議が必要とされている。</p>	<p>表1-(3)-3 表1-(3)-1, 2 (再掲)</p>
<p>都道府県は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の認可等を行うとともに、広域自治体として、国の基本指針を踏まえて5年を一期とする「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「都道府県計画」という。）を新たに作成し、市町村に対し、必要な助言や援助、広域的な対応が必要な事業等を実施することとされている。また、都道府県計画の作成に当たっては、区域設定を行った上で、当該区域ごとに市町村計画における数値を集計することが基本とされている。</p>	<p>表1-(3)-4</p>
<p>なお、都道府県計画及び市町村計画の作成に当たっては、大半の都道府県及び市町村が地方版子ども・子育て会議を設置し、子育て支援当事者等の関係当事者の意見等を反映している。</p>	
<p>(注) 国は、新制度の給付や事業が健全かつ円滑に運営されるよう、制度の根幹に関する必要な措置を講ずることとされ、子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項を含む基本指針を平成26年7月に策定している。</p>	
<p>イ 地域型保育事業</p>	
<p>新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付や委託費に加え、新たに6人以上19人以下の子どもを保育する小規模保育や5人以下の子どもを保育する家庭的保育等を市町村による認可事業（以下「地域型保育事業」という。）として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象となる施設の整備を進めることで従来よりも多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。</p>	<p>表1-(3)-5-1~3</p>
<p>ウ 地域子ども・子育て支援事業</p>	
<p>市町村は、支援法第59条により、子育て家庭等を対象とする事業として、市町村計画に従って、13の事業を実施することとされている。これら13事業の中で子どもを預かることを内容とするものとして主なものを挙げると次のとおりである。</p>	<p>表1-(3)-6-1, 2</p>
<p>① 一時預かり事業</p>	
<p>一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、新制度における認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもので、中でも幼稚園の在園児を主な対象として実施するものを「幼稚園型」の一時預かり事業という。</p>	<p>表1-(3)-7</p>
<p>なお、新制度に移行していない幼稚園が通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、子どもを預かる「預かり保育」については、従来、私学助成の対象となっており、新制度における一時預かり事業の「幼稚園型」は、幼稚園の「預かり保育」に当たる事業と</p>	<p>表1-(3)-8</p>

<p>なっている。</p> <p>② 延長保育事業</p> <p>延長保育事業は、保育の必要性の認定（後述 1(3)エ参照）を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を実施する事業であり、当該事業を実施している施設等に対して必要な補助がなされている。また、新制度においては、訪問型の延長保育事業が創設され、施設における少人数の延長保育の需要に対応できる体制が新たに整えられている。</p>	<p>表 1-(3)-9</p>
<p>③ 病児保育事業</p> <p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期で自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業をいい、乳幼児又は小学校に就学している子どもを対象としている。</p>	<p>表 1-(3)-10</p>
<p>④ 放課後児童健全育成事業</p> <p>保育所を利用する共働き世帯等においては、子どもの小学校入学後も、放課後等の居場所の確保という問題に直面することとなり、このいわゆる「小 1 の壁」の問題を打破するために、小学校に就学している子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブ等の居場所についても整備が進められている。新制度が開始された平成 27 年 4 月からは、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業として実施され、利用する子どもの対象がそれまでの「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している」に変更されている。</p>	<p>表 1-(3)-6-1、2 (再掲)</p>
<p>市町村は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、設備及び運営について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）を踏まえて条例で基準を定めている。</p>	<p>表 1-(3)-11-1、2</p>
<p>平成 26 年 7 月には全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して「放課後子ども総合プラン」（以下「放課後プラン」という。）を策定している。この放課後プランでは、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとされ、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化や余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用の促進に取り組むこととされている。</p> <p>また、放課後プランにおいて、市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブの実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、市町村と教育委員会が連携を深め、関係者との間の共通理解や情報共有を図るとともに、小学校の余裕教室等の活用方策等についての検討が求められている。</p>	<p>表 1-(3)-12</p>
<p>エ 教育・保育の必要性の認定等</p> <p>新制度においては、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育</p>	<p>表 1-(3)-13-1</p>

所や、地域型保育給付の対象となる施設（以下、施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設を併せて「特定教育・保育施設等」という。）を利用するに当たっては、保護者は市町村に対して、子どもの年齢（満3歳以上又は未満の別）や保育の必要性の有無により分類される区分（以下「認定区分」（注1）という。）に該当することの認定の申請を行い、市町村から当該認定（以下「必要性の認定」といい、うち、2号認定及び3号認定の必要性の認定を「保育の必要性の認定」という。）を受けることとされている。保育の必要性の認定では、その認定要件が従来の「保育に欠ける」事由から「保育の必要性」の事由に変更され、「保育に欠ける」事由にはなかった「パートタイム就労」、「求職活動」、「就学」、「虐待やDVのおそれがある場合」等が保育の必要性の事由には含まれており、新制度では従来よりも保育の利用者として認められる者の範囲が広がっている。

保護者から当該申請を受けた市町村は、子どもの認定区分の認定と併せて、保育標準時間や保育短時間といった必要となる保育の量（以下「保育必要量」という。）の認定を行い、こうした認定区分や保育必要量等を記載した認定証を交付している。

保育の必要性の認定を受けた保護者は、施設を選択し、事業等の提供者と契約を行うこととなるが、児童福祉法第24条第1項により、市町村は新制度の下でも保育所での保育の実施義務を負い、保育所以外の認定こども園や小規模保育等についても必要な保育を確保する義務を負うことから、保育の必要性の認定を受けた子どもについては、同条第3項に基づき、市町村が利用調整（注2）を行い、利用可能な施設・事業者のあっせん等を行うほか、施設・事業者に対して、その子どもが利用できるよう要請を行うこととなる。

（注1）保育の必要性の有無により分類される区分は、支援法第19条により、次の1から3号までの認定に区分されている。

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定子どもに該当するものを除く。）

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（注2）新制度においては、保育の必要性の認定を受けた子どもが特定教育・保育施設等を利用するに当たって、利用定員（新制度において、施設・事業者が給付の対象となることの確認を受ける際に設定される定員であり、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの）を利用申込者が上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、全ての市町村がその調整を行うこととされている。

表1-(3)-13-2、3

表1-(3)-14

表1-(3)-15

(4) 今回の調査の内容等

本調査は、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援に総合的に取り組む新制度が平成27年4月に始まった一方で、施設整備を進めつつも待機児童数が一定規模生じていることを踏まえ、待機児童の解消につながる子どもの預かり

施設の整備や事業の効果的な実施等の観点から実施した。

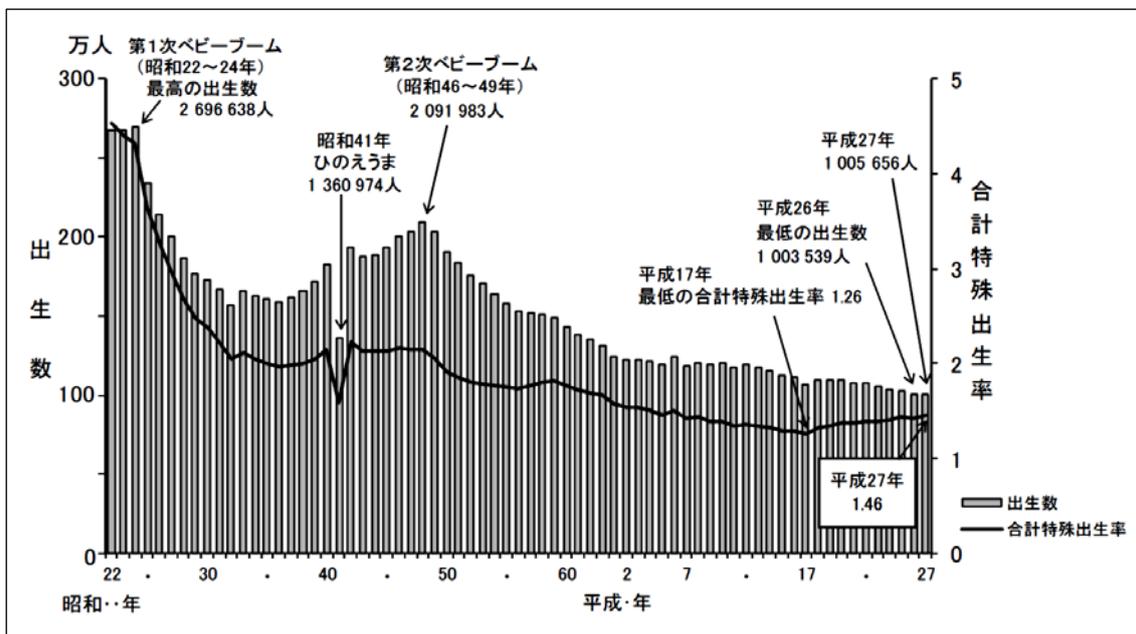
具体的には、新制度の開始に当たって全ての市町村等が5か年の市町村計画等を作成していることから、市町村計画等の作成に当たって実施した子育て支援の需要の把握状況や把握した需要の市町村計画等への反映状況等を調査し、今後の市町村計画等の見直しの際に改善すべき点を提供する観点から、潜在的需要や施設の広域的な利用の把握状況も含め、実態に即した需要の把握や市町村計画等の作成ができていないかについて検証した。

また、小規模保育事業や放課後児童健全育成事業等の各種事業についても、これらの事業の下で運営されている施設の整備の推進や活用を図る観点から、市町村等の支援の状況や関係機関の連携の状況等を調査した。

さらに、適切な保育環境の整備を図る観点から、保育の必要性の認定状況や延長保育事業の助成要件の確保状況等について調査するとともに、保護者の施設選択等に資する情報の提供を推進する観点から、都道府県による施設情報の公表状況や待機児童数の公表の在り方について調査した。

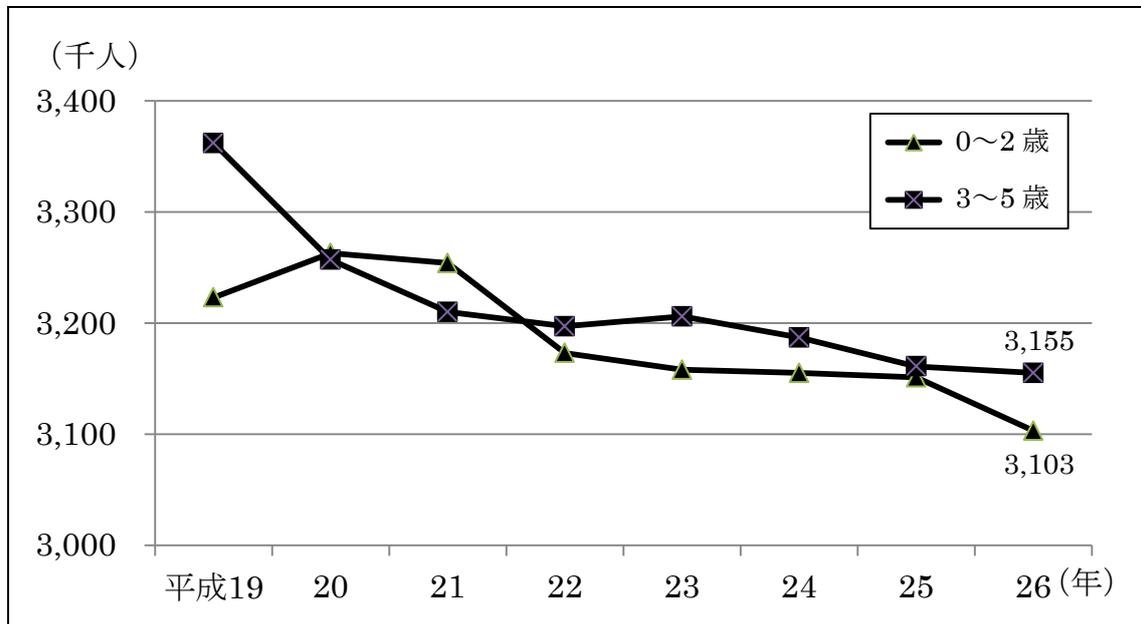
今回、調査の対象とした都道府県、市町村及び施設は、待機児童が生じているものや前述で紹介した各種事業を実施しているものを中心に選定した。

表 1-(1)-1 出生数及び合計特殊出生率の推移



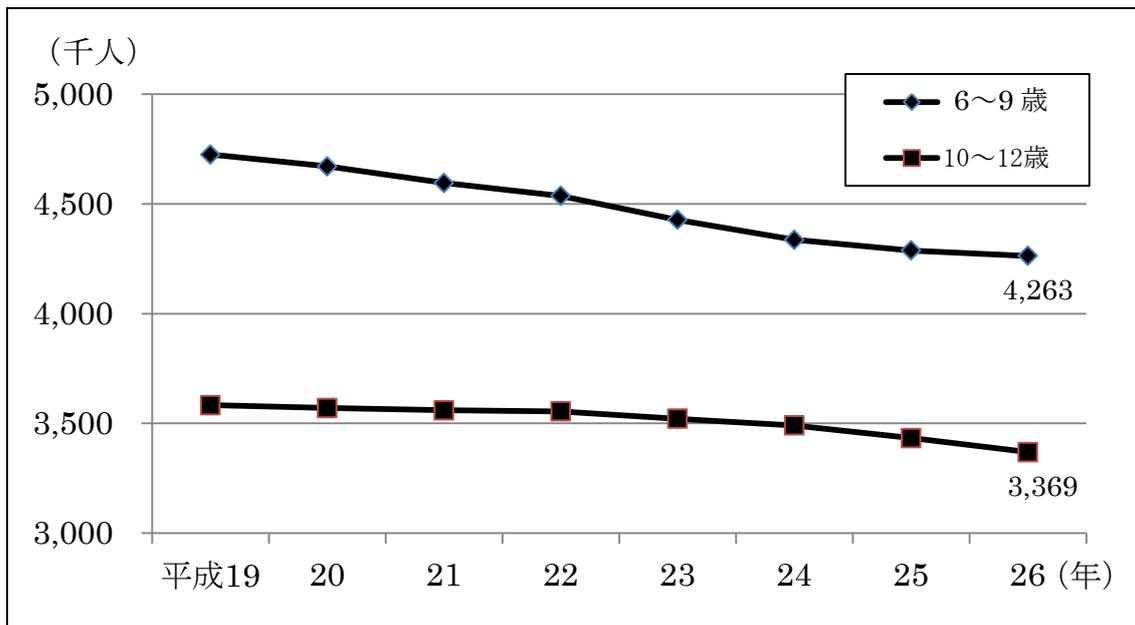
(注) 厚生労働省の「平成 27 年人口動態統計月報年計」による。

表 1-(1)-2-1 未就学児 (0 歳から 5 歳まで) の人口推移



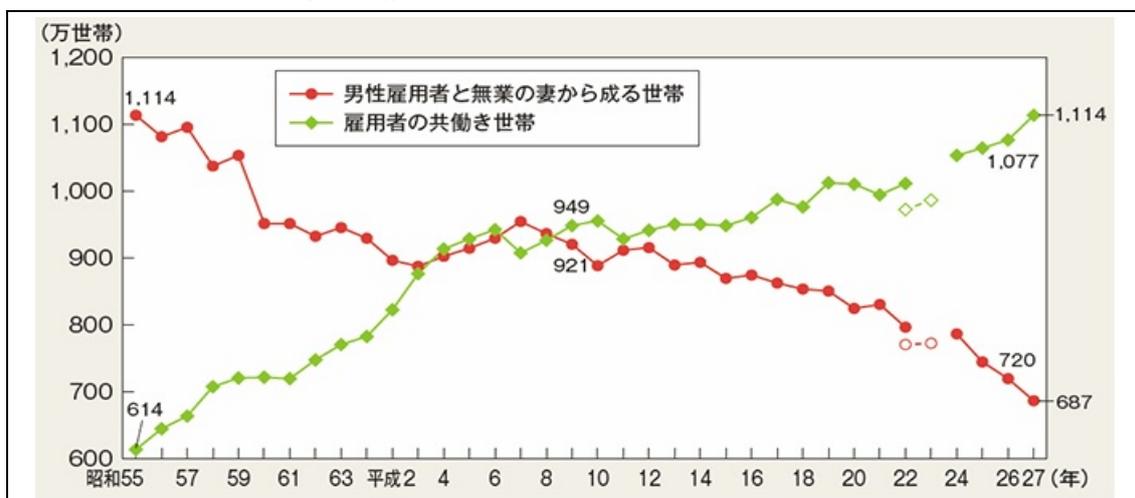
(注) 総務省統計局の「人口推計 (平成 26 年 10 月 1 日現在)」を基に総務省行政評価局が作成した。

表 1-(1)-2-2 小学生（6歳から12歳まで）の人口推移



(注) 総務省統計局の「人口推計（平成26年10月1日現在）」を基に総務省行政評価局が作成した。

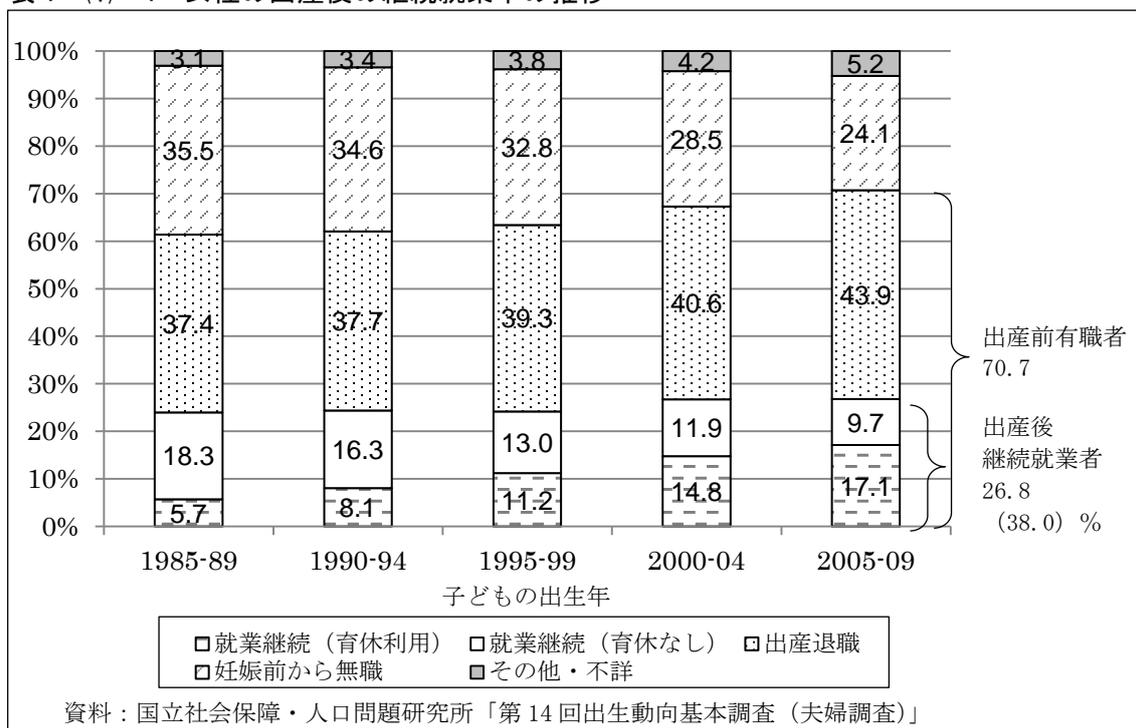
表 1-(1)-3 共働き世帯数の推移



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）。平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(注) 内閣府の「男女共同参画白書 平成28年版」による。

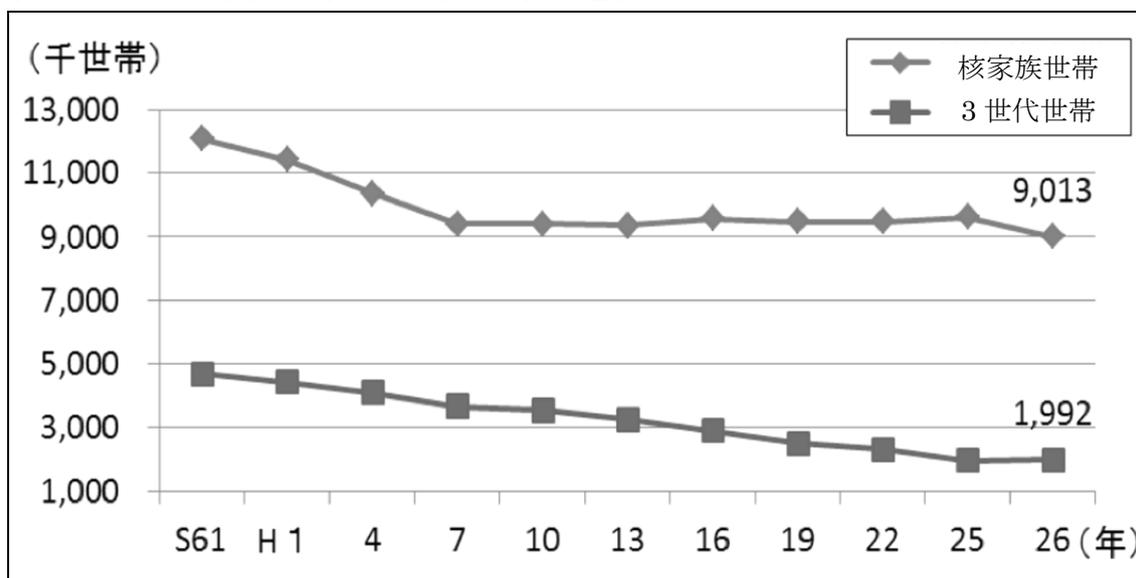
表 1-(1)-4 女性の出産後の継続就業率の推移



(注) 1 厚生労働省の「平成27年度版厚生労働白書」を基に当省が作成した。

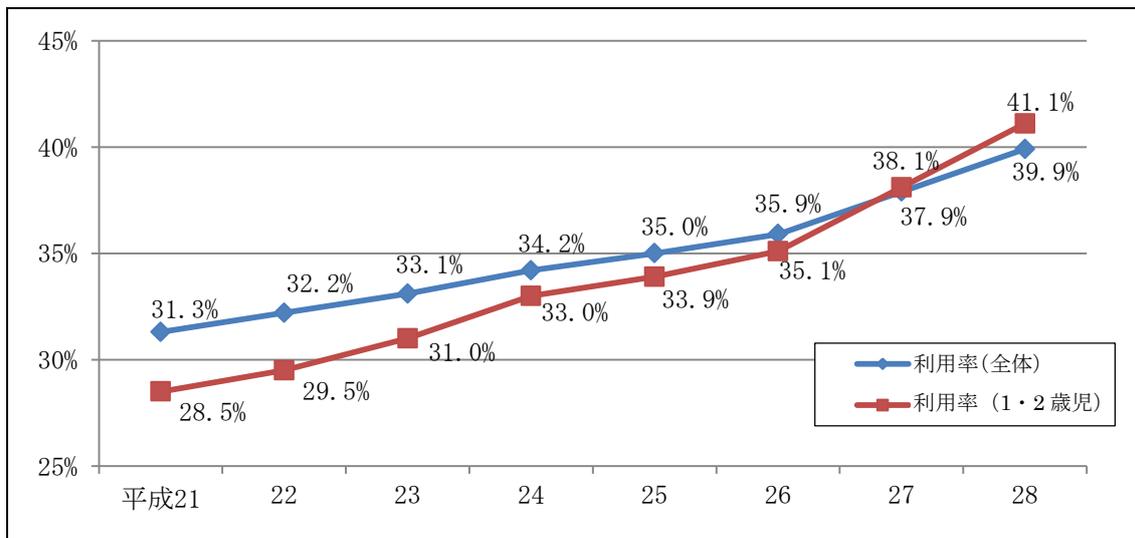
2 ()内は、出産前有職者を100としたときの出産後継続就業者の割合を示す。

表 1-(1)-5 核家族世帯数と3世代世帯数の推移



(注) 厚生労働省の「平成26年国民生活基礎調査の概況」を基に当省が作成した。

表 1-(1)-6 保育所等利用率の推移



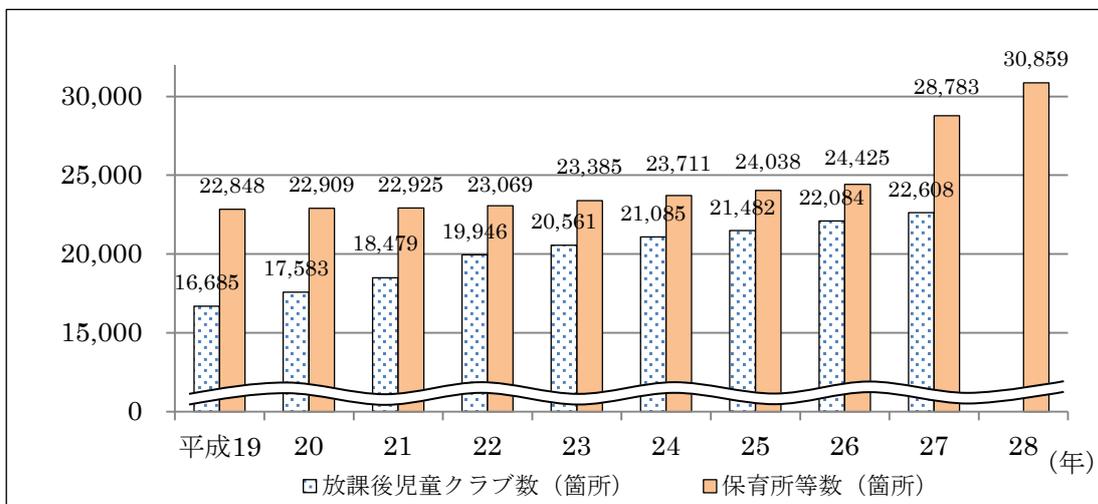
(注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」を基に当省が作成した。
 2 「保育所等」とは、特定教育・保育施設(認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)を示す。

表 1-(1)-7 待機児童解消加速化プラン



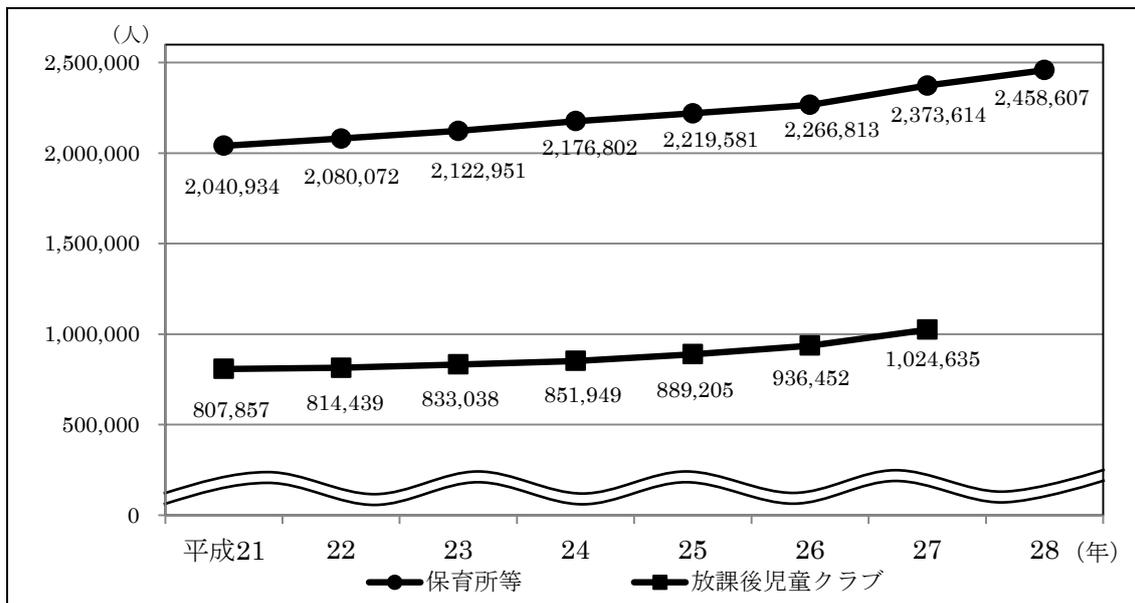
(注) 厚生労働省の「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月公表)及び「待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について」(平成28年9月公表)の資料を基に当省が作成した。

表 1-(1)-8 保育所等数及び放課後児童クラブ数の推移



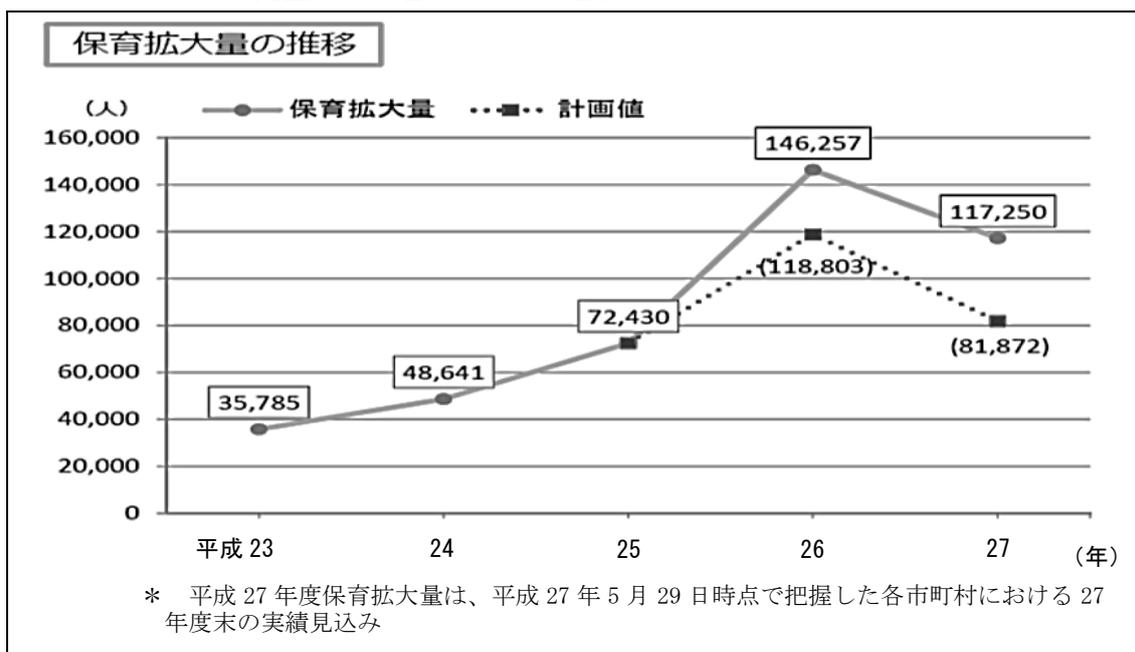
- (注)1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ (平成 28 年 4 月 1 日)」及び「平成 27 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 (5 月 1 日現在)」を基に当省が作成した。
- 2 平成 28 年は、放課後児童クラブの数値が公表されていないため、保育所等数のみの数値を掲載している。
- 3 保育所等については、平成 27 年は、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設数 (2, 513 か所) 及び地域型保育事業の箇所数 (2, 737 か所) が含まれている。また、平成 28 年は、特定教育・保育施設数 (3, 533 か所) 及び地域型保育事業の箇所数 (3, 879 か所) が含まれている。

表 1-1-9 保育所等の利用児童数及び放課後児童クラブの登録児童数の推移



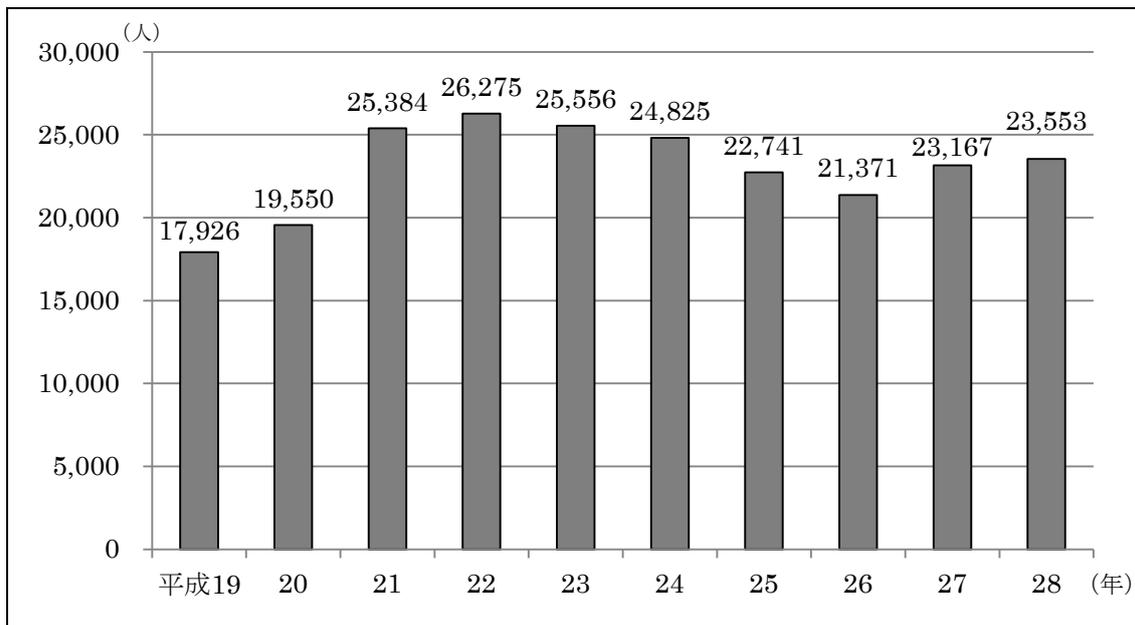
- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」及び「平成 27 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。
- 2 平成 28 年は、放課後児童クラブの数値が公表されていないため、保育所等の利用児童数のみの数値を掲載している。
- 3 保育所等については、平成 27 年は、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設の利用児童数（190,729 人）及び地域型保育事業の利用児童数（23,528 人）が含まれている。また、平成 28 年は、特定教育・保育施設の利用児童数（282,269 人）及び地域型保育事業の利用児童数（39,895 人）が含まれている。

表 1-1-10 待機児童解消加速化プランの進捗状況



(注) 厚生労働省の「待機児童解消加速化プランの状況について」（平成 27 年 9 月 29 日公表）による。

表 1-(1)-11-1 保育所等の待機児童数の推移



(注) 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」等を基に当省が作成した。

表 1-(1)-11-2 都市部とそれ以外の地域の保育所等に係る待機児童数

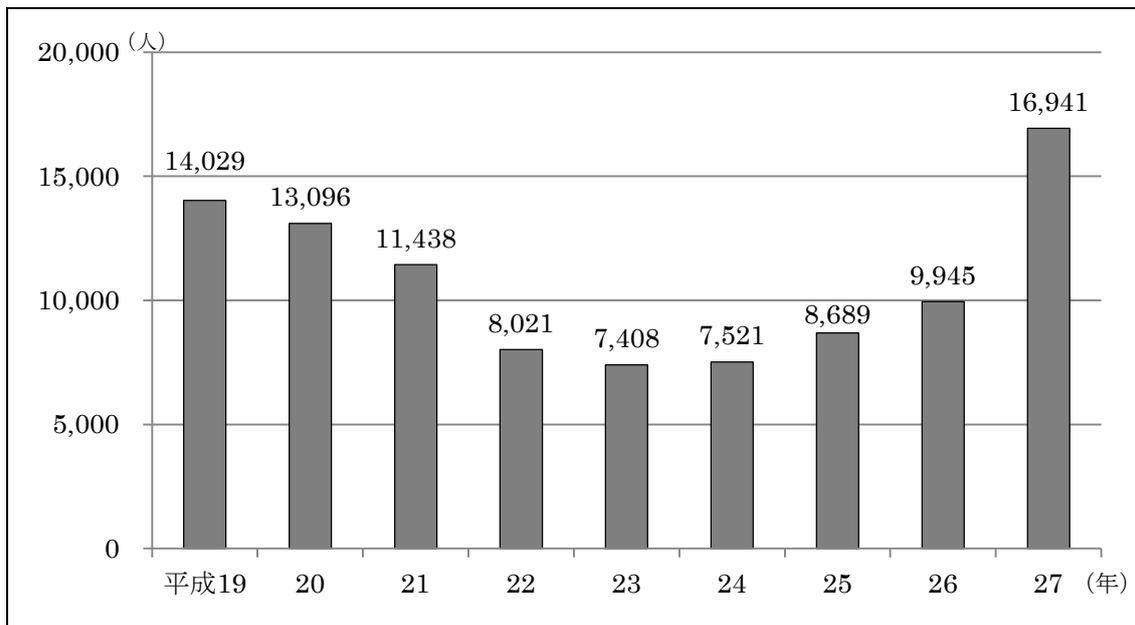
	利用児童数	待機児童数
7 都府県・指定都市・中核市	1,390,726 人 (56.6%)	17,501 人 (74.3%)
その他の地域	1,067,881 人 (43.4%)	6,052 人 (25.7%)
全国計	2,458,607 人 (100%)	23,553 人 (100%)

表 ii 上記 i における7都府県・指定都市・中核市別の利用児童数及び待機児童数

7都府県		利用児童数	待機児童数	中核市		利用児童数	待機児童数
11	埼玉県	80,125	897	68	旭川市	5,524	40
12	千葉県	62,184	1,246	69	函館市	3,492	0
13	東京都	225,017	8,327	70	青森市	6,669	0
14	神奈川県	37,958	465	71	盛岡市	6,316	0
26	京都府	25,570	64	72	秋田市	6,342	0
27	大阪府	65,937	801	73	郡山市	3,630	52
28	兵庫県	44,298	715	74	いわき市	5,627	12
都府県計		541,089	12,515	75	宇都宮市	9,039	29
指定都市				76	前橋市	6,717	0
48	札幌市	27,169	8	77	高崎市	8,045	0
49	仙台市	16,971	213	78	川崎市	4,207	67
50	さいたま市	17,306	24	79	越谷市	4,641	38
51	千葉市	14,628	11	80	船橋市	10,505	203
52	横浜市	58,756	7	81	柏市	6,122	0
53	川崎市	25,022	6	82	八王子市	11,086	139
54	相模原市	11,442	0	83	横須賀市	4,121	19
55	新潟市	21,446	0	84	富山市	11,443	0
56	静岡市	12,163	46	85	金沢市	12,156	0
57	浜松市	11,255	214	86	長野市	8,535	0
58	名古屋市	42,660	0	87	岐阜市	5,418	0
59	京都市	30,404	0	88	豊橋市	8,538	0
60	大阪市	48,821	273	89	豊田市	7,152	0
61	堺市	16,355	16	90	岡崎市	7,342	0
62	神戸市	25,365	59	91	大津市	7,431	0
63	岡山市	14,966	729	92	高槻市	6,017	0
64	広島市	25,513	161	93	東大阪市	8,185	127
65	北九州市	16,495	0	94	豊中市	6,089	217
66	福岡市	33,908	73	95	枚方市	7,404	0
67	熊本市	19,511	0	96	姫路市	10,853	46
指定都市計		490,156	1,840	97	西宮市	7,190	183
				98	尼崎市	7,354	47
				99	奈良市	5,660	85
				100	和歌山市	6,773	6
				101	倉敷市	11,027	111
				102	呉市	3,747	0
				103	福山市	12,324	0
				104	下関市	5,235	0
				105	高松市	8,924	321
				106	松山市	6,884	94
				107	高知市	10,425	42
				108	久留米市	8,845	78
				109	長崎市	9,466	66
				110	佐世保市	6,340	0
				111	大分市	8,957	350
				112	宮崎市	11,172	64
				113	鹿児島市	12,293	151
				114	那覇市	8,219	559
				中核市計		359,481	3,146
				合計		1,390,726	17,501

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」を基に当省が作成した。
 2 表 i の「7 都府県・指定都市・中核市」とは、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7 都府県(指定都市・中核市含む。)とその他の指定都市・中核市を示す。
 3 表 ii の都府県の数値には指定都市・中核市は含まれない。

表 1-1-11-3 放課後児童クラブの待機児童数の推移



(注)1 厚生労働省の「平成 27 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象年齢は、平成 24 年の児童福祉法改正により、平成 27 年度から、従来の「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している」子どもに変更されている。

表 1-(2)-1 (旧)次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) (抜粋)

<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、<u>次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。</u></p> <p>第 2 章 行動計画</p> <p>第 1 節 行動計画策定指針</p> <p>第 7 条 <u>主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。</u></p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項</p> <p>二 次世代育成支援対策の内容に関する事項</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画</p> <p>(市町村行動計画)</p> <p>第 8 条 <u>市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動</u></p>
--

計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期

3～8 (略)

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する 市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 (略)

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期

3～6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(2)-2 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）（抜粋）

前文

（略）

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

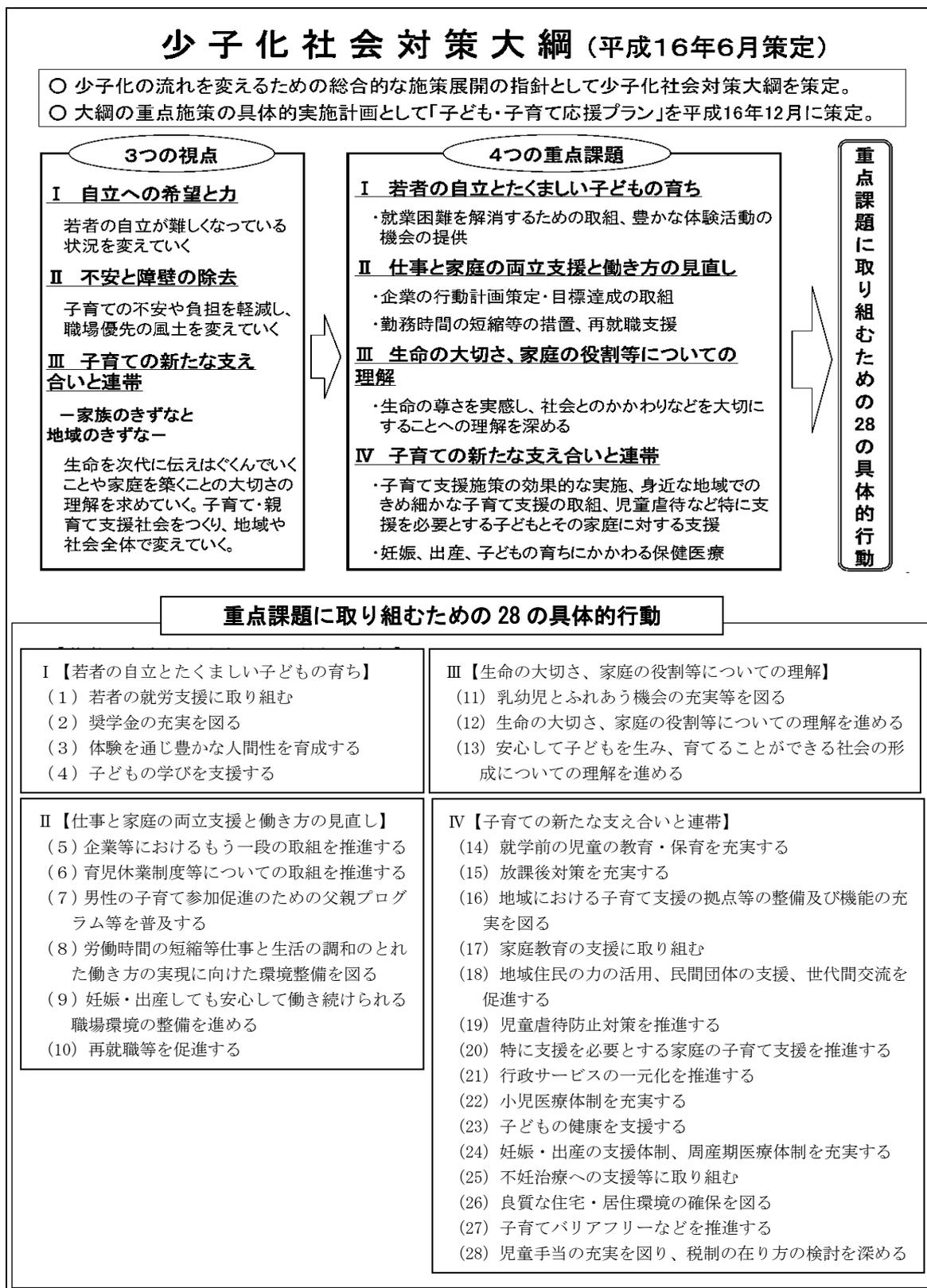
第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（注）下線は、当省が付した。

表 1-(2)-3 少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月）（概要）



(注) 内閣府のホームページに掲載された資料を基に当省が作成した。

表1-(2)-4 少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月））（概要）

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）			
子どもと子育てを応援する社会	家族や親が子育てを担う <個人に過重な負担>		社会全体で子育てを支える <個人の希望の実現>
	●子どもが主人公（チルドレン・ファースト） ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和		
基本的考え方	1 社会全体で子育てを支える ○子どもを大切にす ○ライフサイクル全体を通じて社会的に支える ○地域のネットワークで支える	2 「希望」がかなえられる ○生活、仕事、子育てを総合的に支える ○格差や貧困を解消する ○持続可能な活力ある経済社会が実現する	
3つの大切な姿勢	○生命(いのち)と育ちを大切にす	○困っている声に応える	○生活(くらし)を支える
目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策			
1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を ・子ども手当の創設 ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備 (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等） (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組環境整備		3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように ・乳児の全戸訪問等（こどもには赤ちゃん事業等） ・地域子育て支援拠点の設置促進 ・ファミリー・サポート・センターの普及促進 ・商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用 ・NPO法人等の地域子育て活動の支援 (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に過ごせるように ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進 ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等） ・交通安全教育等の推進（幼児二輪車利用自転車の安全利用の普及等）	
2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ (4) 安心して妊娠・出産できるように ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担 ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等） ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減 (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所得繰越控除の活用（余剰教室の活用等） ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討 ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化） ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実 (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように ・小児医療の体制の確保 (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算 (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化 ・児童虐待の防止、家庭の養護の推進（ファミリーホームの拡充等）		4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現） (11) 働き方の見直しを ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進 ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進 ・テレワークの推進 ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス） (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進 ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進 ・入札手続等における対応の検討	

(注) 内閣府のホームページに掲載された資料による。

表 1-(2)-5 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議)(抜粋)

<p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策</p> <p>ー 成長と分配の好循環の形成に向けて ー</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 11 月 26 日 一億総活躍国民会議</p> <p>I. 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理 (略)</p> <p>II. 緊急に実施すべき対策</p> <p>アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今ここで、少子高齢化という構造的な問題に歯止めをかけ、国民一人ひとりの将来不安を解消し、消費や投資が進まない根本的な隘路を取り除くことこそ、我が国経済社会が直ちに着手すべき課題である。</p> <p>こうした観点から、引き続き強い経済実現に向けた対策を講じつつ、緊急に実施する対策では、「希望出生率 1.8 の実現」「介護離職ゼロ」という二つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の対策を緊急に実施すべきであり、速やかに必要な対策を講じることとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策</p> <p>■ 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実</p> <p>○ <u>待機児童解消を確実なものとするため、平成 29 年度末までの整備拡大量を 40 万人から 50 万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】</u></p> <p>○ 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】</p> <p>○ 企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成 28 年度予算編成過程において検討する。</p> <p>○ 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるように ICT の活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な担い手の確保についても年内を目途に検討する。</p>
--

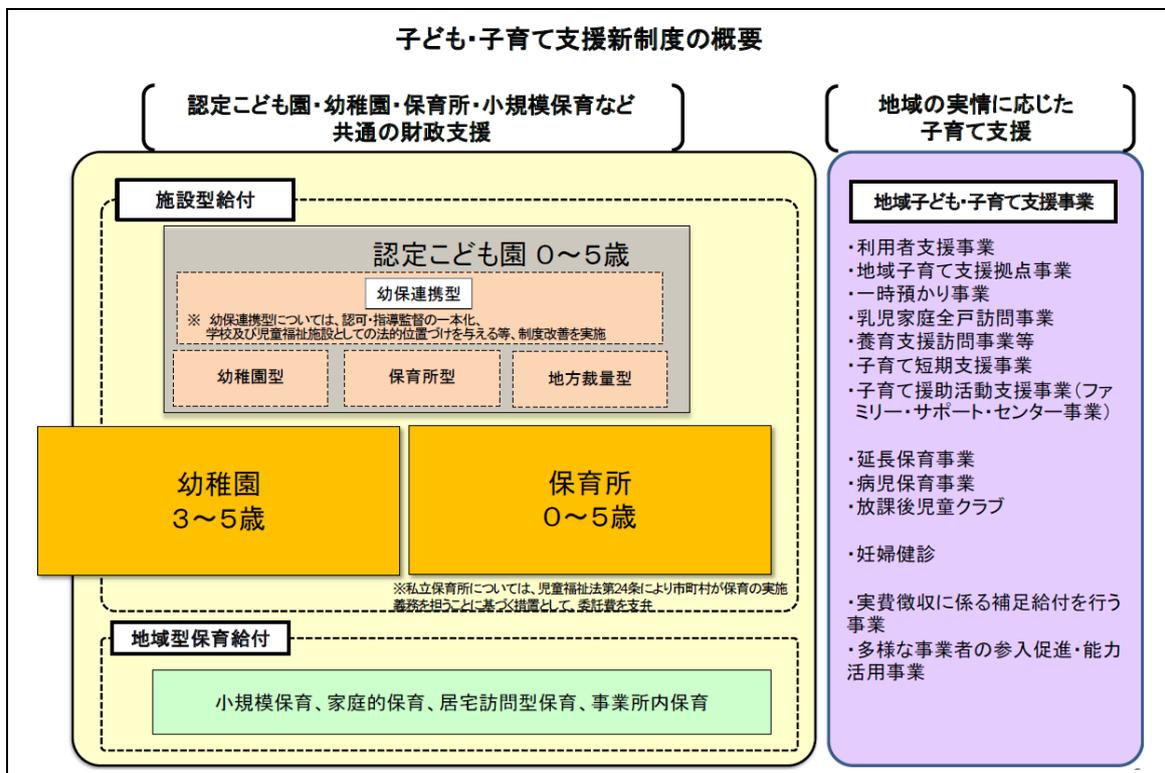
(注) 一億総活躍国民会議(第 3 回)(平成 27 年 11 月 26 日)における「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策ー成長と分配の好循環の形成に向けてー」による。

表 1-2)-6-1 子ども・子育て支援新制度の主な内容（ポイント）

<p>① <u>認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</u></p> <p>※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応</p>
<p>② <u>認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
<p>③ <u>地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実</u></p>
<p>④ <u>市町村が実施主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
<p>⑤ <u>社会全体による費用負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 （幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
<p>⑥ <u>政府の推進体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
<p>⑦ <u>子ども・子育て会議の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置 ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
<p>⑧ <u>施行時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に本格施行

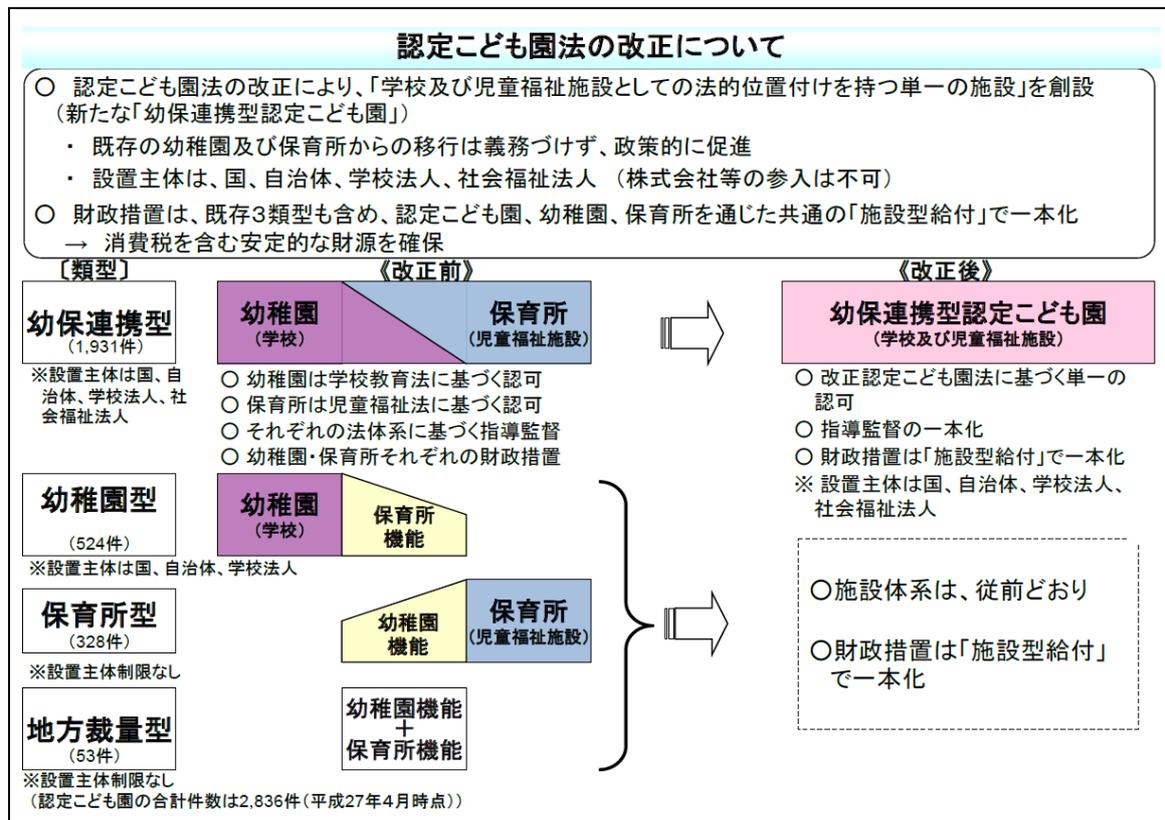
(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）を基に当省が作成した。

表 1-(2)-6-2 子ども・子育て支援新制度の主な内容（「施設型給付」、「地域型保育給付」等の仕組み）



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。

表 1-(2)-7 認定こども園の類型



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表 1-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 （略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 （略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 （略）

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞

なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第 62 条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 (略)

(都道府県知事の助言等)

第 63 条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 (略)

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号）（抜粋）

第一 （略）

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

都道府県は、市町村が上記の役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支

援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

二 (略)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(一)～(二) (略)

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の(二)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

(略)

3～6 (略)

二～三 (略)

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(略)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の

(三) に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

(2) (略)

3～5 (略)

五 (略)

六 その他

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から五年を一期として作成することとする。

3～5 (略)

第四・五 (略)

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項

市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めること。

なお、地方版子ども・子育て会議の運営については、子どもの保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるものとなるよう、留意すること。

二 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-3 都道府県の認可等に関する関係法令

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（抜粋）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2～9 （略）

（設置等の届出）

第 16 条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第 17 条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2～7 （略）

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抜粋）

第 4 条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
三 <u>私立の幼稚園</u> 、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
2～5 (略)
○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)
第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)を設置するものとする。
2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければならない。
3 <u>市町村は</u> 、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を <u>都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</u>
4 <u>国、都道府県及び市町村以外の者は</u> 、厚生労働省令の定めるところにより、 <u>都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</u>
5～12 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表1-(3)-4 地方版子ども・子育て会議の設置状況(平成26年2月28日時点)

区分	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1481 団体 (82.8%)	275 団体 (15.4%)	19 団体 (1.1%)	14 団体 (0.8%)	1789 団体 (100%)
都道府県	41 団体	6 団体	0 団体	0 団体	47 団体
市町村	1440 団体	269 団体	19 団体	14 団体	1742 団体
うち指定都市	20 団体	0 団体	0 団体	0 団体	20 団体
うち中核市	42 団体	0 団体	0 団体	0 団体	42 団体

(注) 1 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)を基に当省が作成した。

2 平成26年2月28日時点での都道府県及び市町村における「地方版子ども・子育て会議」(支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申合せ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を整理した

3 ()内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表 1-(3)-5-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）
2～8 （略）
9 この法律で、 <u>家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</u>
一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）</u>
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業
10 この法律で、 <u>小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</u>
一 <u>保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業</u>
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
11～14 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-5-2 地域型保育事業について

都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け			
認定 定員	19人	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内 保育
	6人		
	5人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業主体：事業主等
	1人		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども (地域枠)

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。

表 1-③-5-3 保育所及び地域型保育事業の基準の比較

事業類型		事業主体	保育場所等	対象児童年齢	認可定員	職員数	職員資格	
保育所		市町村 民間事業者等	施設	0～5 歳	20 人以上	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1	保育士	
地域型 保 育 事 業	小規模保 育事業 (注 2)	A 型	市町村 民間事業者等	保育者の居宅 その他の場所 施設	6～19 人	保育所の配置基 準+1 名	保育士	
		B 型				保育所の配置基 準+1 名	1/2 以上が 保育士(注 3)	
		C 型				3 : 1 (補助者を置く場 合 5 : 2)	家庭的保育者 (注 4)	
	家庭的保育事業		市町村 民間事業者等	保育者の居宅 その他の場所 施設	0～2 歳	1～5 人	3 : 1 (家庭的保育補助 者を置く場合 5 : 2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
	事業所内保育事業		事業主等	従業員の子 + 地域枠		20 人以上	保育所と同様	
	居宅訪問型保育事業		市町村 民間事業主等	子の居宅		19 人以下	A 型・B 型と同様	
						1 : 1	市町村長が 認める者 (注 5)	

- (注) 1 内閣府の「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け)」(平成 27 年 7 月改訂版)を基に当省が作成した。
- 2 小規模保育事業の類型については、「A 型」は保育所分園、ミニ保育所に近い類型、「B 型」は中間型、「C 型」は家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型である。
- 3 保育士以外には研修を実施することとされている。
- 4 「家庭的保育者」とは、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者である。
- 5 「市町村長が認める者」とは、市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者である。

表 1-(3)-6-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

<p>第 59 条 <u>市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業</p> <p>二 <u>支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業</u></p> <p>三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業</p> <p>四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p> <p>五 <u>児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業</u></p> <p>六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業</p> <p>七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業</p>
--

- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-6-2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

<p>第 6 条の 3 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>2 <u>この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</u></p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 <u>この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）<u>その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</u></u></p> <p>8～12 （略）</p> <p>13 <u>この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。</u></p> <p>14 （略）</p>
--

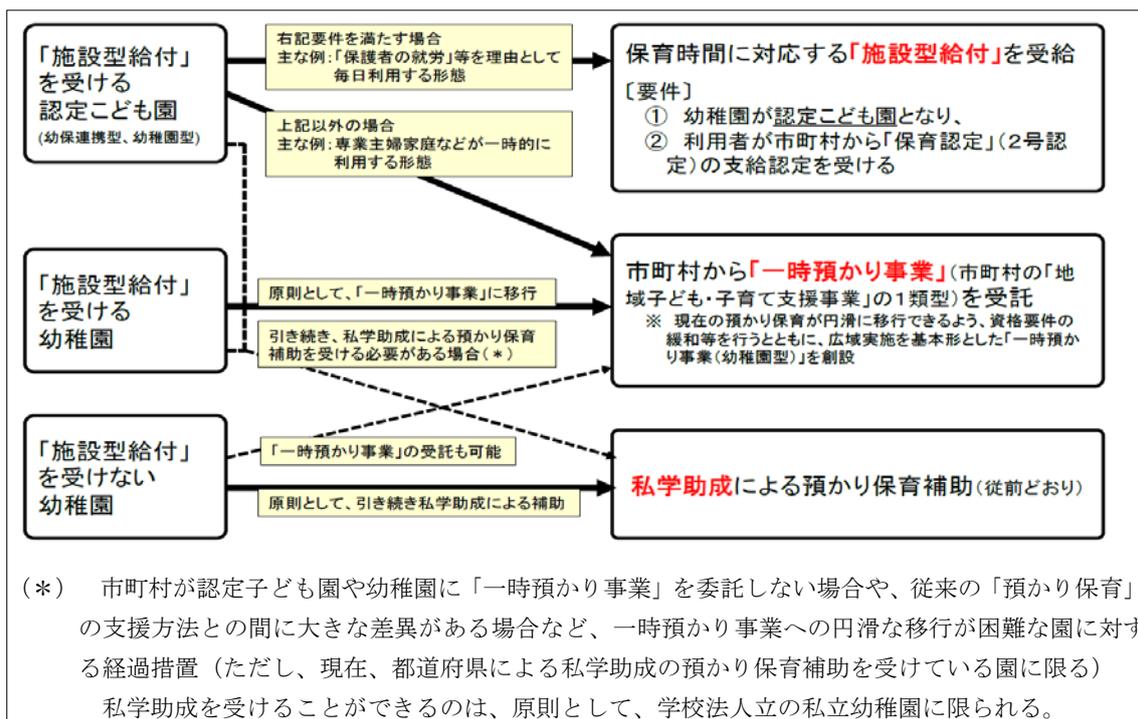
(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-7 一時預かり事業（幼稚園型）について

		「幼稚園型」の要件等
実施主体		市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）
実施場所		幼稚園又は認定子ども園
対象児童		主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業（一般型）により対応 ・同一施設において、幼稚園型（在籍園児を対象）と一般型（非在籍園児を対象）を併せて実施可能 ・ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。
職員	職員数	認可保育所と同じ $\left(\begin{array}{cc} 0 \text{ 歳児} & 3:1 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 6:1 \\ 3 \text{ 歳児} & 20:1 \\ 4 \text{ 歳以上児} & 30:1 \end{array} \right)$ ※ 算出される数が1人の場合でも2人以上配置 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）
	資格	保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） （当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者を含む） ※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ $\left(\begin{array}{ccc} \cdot 2 \text{ 歳以上児} & \text{保育室又は遊戯室} & 1.98 \text{ m}^2/\text{人} \\ \cdot 2 \text{ 歳未満児} & \text{乳児室} & 1.65 \text{ m}^2/\text{人} \end{array} \right)$ ほふく室 3.3 m ² /人 など ※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可
補助単価 （1人当たり日額）		○在籍園児 ・基本分：平日の教育時間前後や長期休業日の利用 一年間延べ利用者数 2,000人超 400円 一年間延べ利用者数 2,000人以下 1,600円/年間延べ利用者数-400円（10円未満切り捨て） ・休日分：（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 ・長時間加算：基本分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、休日分については8時間を超えた場合に加算 100円 ○非在籍園児 ・基本分800円 ・長時間加算：8時間を超える場合に加算 100円
実施形態		利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする。 （関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※ 施設型給付と同様の形態

（注） 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）による。

表 1-(3)-8 幼稚園の「預かり保育」について



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表1-(3)-9 延長保育事業について

○ 市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準時間認定 11時間の開所時間を超えて保育を実施。 ・ 短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。
1. <u>一般型</u>
(1)実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
(2)対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。
2. <u>訪問型</u>
(1)実施場所 利用児童の居宅
(2)対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
① 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
② 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合
○ 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
○ 実施要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置 ・ 各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること ・ 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと
交付実績：13,486か所（平成26年度）
負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）による。

表 1-(3)-10 病児保育事業について

	①病児対応型・病後児対応型	②体調不良児対応型	③非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成 23 年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■看護師等:利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置 保育士 : 利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置 ■病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時 1 名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等 1 名に対して 2 名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか 1 名に対して、1 名程度とすること等
交付実績 (H26 年度)	1,271 か所 (病児対応型 698 か所、病後児対応型 573 か所) (延べ利用児童数約 57 万人)	563 か所	5 か所
補助率	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3		

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。

表 1-(3)-11-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

<p>第 34 条の 8 <u>市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。</u></p> <p>2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。</p> <p>3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>第 34 条の 8 の 2 <u>市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</u>この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> <p>3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-11-2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2・3 （略）

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第 5 条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2～5 （略）

（設備の基準）

第 9 条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3・4 （略）

（職員）

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者

をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一～九 (略)

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 (略)

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-12 放課後子ども総合プラン（抜粋）

(別紙)
「放課後子ども総合プラン」
1 趣旨・目的
<p><u>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。</u></p>
2 国全体の目標
<p>全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、<u>放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備する</u>とともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6(2)を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。</p> <p>また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。</p>
3 (略)
4 市町村の体制、役割等
(1) 運営委員会の設置
<p><u>市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。</u></p> <p><u>その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。</u></p>
(略)
5 (略)
6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施
(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進
学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校

に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

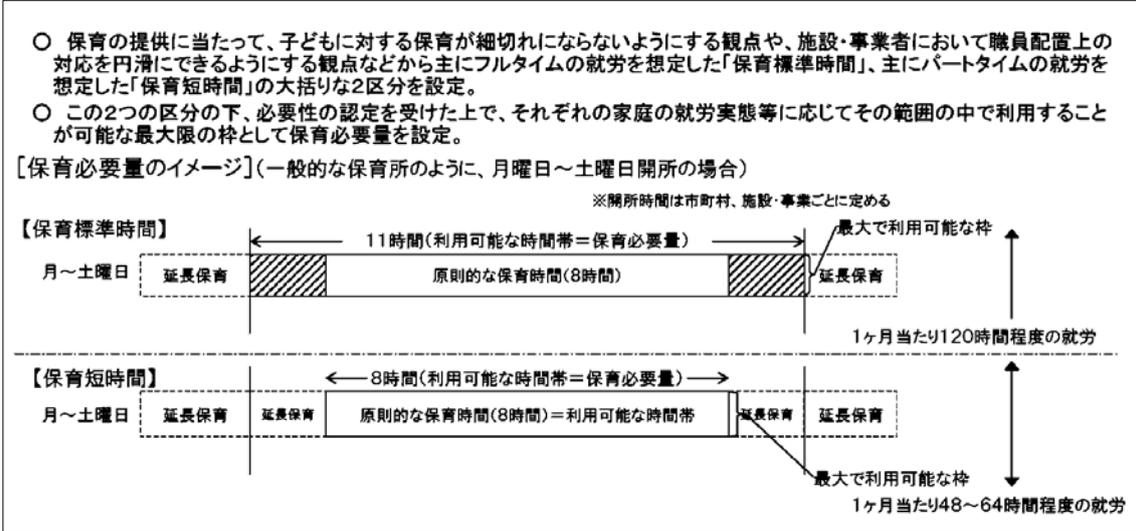
表 1-③-13-1 保育の必要性の事由について

1. 概要
- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
 - 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。
2. 「事由」について
- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下の <u>いずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昼間労働することを常態としていること（就労） ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護） ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他） 	<p>○以下の <u>いずれかの事由に該当すること</u> <u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>就労</u> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ <u>求職活動</u> ・起業準備を含む ⑦ <u>就学</u> ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u> ⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

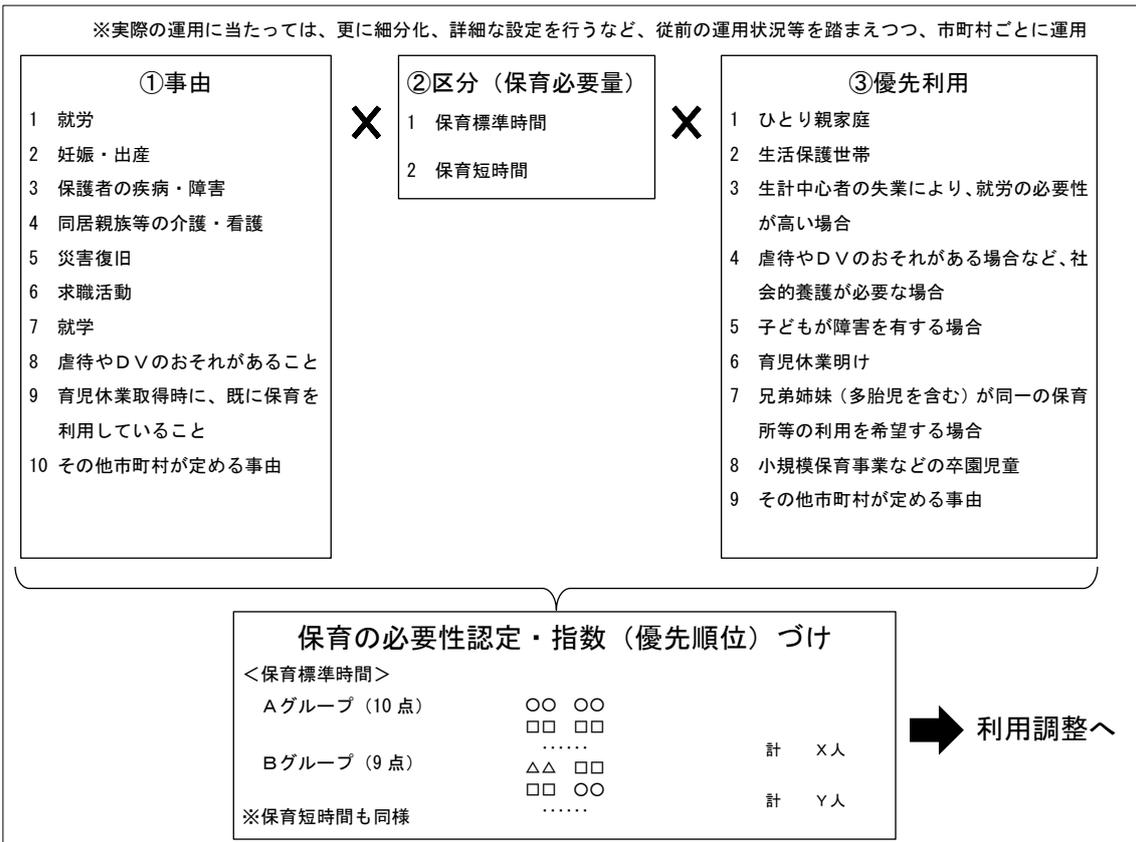
(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）による。

表 1-③-13-2 保育必要量の認定について



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表 1-③-13-3 保育の必要性の認定・優先順位付けについて



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)を基に当省で作成した。

表 1-(3)-14 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

<p>第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>
--

（注） 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-15 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

<p>第 19 条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。</p> <p>一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）</p> <p>二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>2 （略）</p>
